

平成29年第4回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成29年4月24日（月）

安芸高田市農業委員会

総 会 出 席 簿

【開催年月日】 平成29年4月24日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 4号 取消願について
日程第 3 報告第 5号 農地転用（農業用施設）届出について
日程第 4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第22号 非農地証明申請について
日程第 8 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 9 議案第24号 農用地利用配分計画原案の諮問について

議席	氏 名	印	議席	氏 名	印	議席	氏 名	印
1	沖田 良次	○	5	田槇 憲司	○	9	村上 一夫	○
2	田中 秀之	○	6	上田 隆司	○	10	光永 直義	○
3	津田 義則	○	7	富田伊久夫	○	11	水重 克幸	○
4	信川 進吾	○	8	桑原 博	○	12	秋國 満	○

事務局 出席 沢田 純子事務局長

森田 修係長

藤城 輝久主査

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間25分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより、平成29年第4回安芸高田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会には、欠席の申し出はありませんでした。ただいまの出席委員は12名であります。全員出席であります。これより平成29年第4回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は規定により議長において行います。4番 信川進吾委員、5番 田槇憲司委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第4号 取消願についての報告をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。報告第4号 取消願について。

次の者から、農地法第5条の規定による許可申請の取消願を受領したので報告します。

受付番号2、平成29年3月28日届出。許可番号、平成28年11月29日付の安高農委第202号。届出人、広島市●●、●●。同じく広島市●●、●●。土地の表示、吉田町●●、田、166㎡、同じく●●、田、263㎡、同じく●●、畑、214㎡。譲渡事由としましては、駐車場・進入路・庭敷ということでもございましたけれども、購入予定であった●●氏が●●氏の宅地・建物を含めて購入予定でありましたが、許可後に売買契約が不成立ということになったため、許可の取消願が出ましたので、報告いたします。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。以上で取消願についての報告を終わります。

日程第3 報告第5号 農地転用（農業用施設）届出についての報告をお願いいたします。

事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。報告第5号 農地転用（農業用施設）届出について。

受付番号3、平成29年3月6日届出。届出人、安芸高田市吉田町●●、●●。土地の表示、吉田町●●、田、466㎡のうち12㎡。同じく●●、田、420㎡のうち16㎡。同じく●●、田、263㎡のうち13㎡。合計1,149㎡のうち41㎡。転用目的は農道整備で、施設の概要につきましては、農道の拡幅でございます。

受付番号4、平成29年3月7日届出。届出人、安芸高田市吉田町●●、●●。土地の表示、吉田町●●、田、947㎡のうち70㎡。転用目的は農業用倉庫。施設の概要としましては、倉庫1棟、40㎡でございます。

受付番号5、平成29年3月17日届出。届出人、安芸高田市吉田町●●、●●。土地の表示、吉田町●●、田、1,058㎡のうち193.30㎡。転用目的は農業用倉庫。施設の概要としましては、倉庫1棟、80.20㎡でございます。

受付番号6、平成29年3月30日届出。届出人、安芸高田市向原町●●、●●。土地の表示、向原町●●、畑、123㎡。転用目的は農業用倉庫。施設の概要としましては、倉庫1棟、45.00㎡でございます。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。以上で、農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

次の日程第4は、私の説明案件となりますので、議長を交代するため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時35分 休憩

午後1時35分 再開

○職務代理 それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

日程第4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について。

受付番号19、平成29年3月10日申請、所有権移転。譲受人、安芸高田市美土里町●●、●●、農業、44歳。譲渡人、広島市●●、●●、医師、94歳。土地の表示、美土里町●●、田、1,505㎡、同じく●●、田、2,263㎡、同じく●●、田、2,324㎡、合計6,092㎡。譲受人の耕作面積、4,631㎡、3番 津田委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大ということで、譲渡価格は●●円でございます。

受付番号20、平成29年3月14日申請、所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●●、●●、農業、68歳。譲渡人、安芸高田市八千代町●●、●●、会社員、52歳。土地の表示、吉田町●●、田、1090㎡。譲受人の耕作面積、29,129㎡。9番 村上委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大。譲渡価格は反当●●円でございます。

受付番号21、平成29年3月23日申請、所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●●、●●、農業、60歳。譲渡人、安芸高田市吉田町●●、●●、農業、64歳。土地の表示、吉田町●●、田、310㎡、同じく●●、田、593㎡、合計903㎡、譲受人の耕作面積、14,872.30㎡。9番 村上委員さんの御担当で、取得の理由は贈与でございます。

受付番号22、平成29年3月31日申請、所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●●、●●、会社役員兼農業、70歳。譲渡人、安芸高田市吉田町●●、●●、会社員、57歳。土地の表示、吉田町●●、田、328㎡。譲受人の耕作面積、8,003.32㎡。9番 村上委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大。譲渡価格は●●円でございます。

受付番号23、平成29年3月31日申請、所有権移転。譲受人、安芸高田市甲田町●●、●●、農業、77歳。譲渡人、千葉県●●、●●、無職、36歳。同じく安芸郡●●、●●、会社員、48歳。同じく安芸高田市甲田町●●、●●、無職、75歳。土地の表示、甲田町●●、田、1072㎡。譲受人の耕作面積、7,856㎡。1番 沖田委員さんの御担当で、取得の理由は贈与でございます。

受付番号24、平成29年3月31日申請、所有権移転。譲受人、安芸郡●●、●●、会社員兼農業、54歳。譲渡人、安芸高田市高宮町●●、●●、農業、58歳。土地の表示、高宮町●●、田、2016㎡。同じく●●、田、1,281㎡。合計3,297㎡。譲受人の耕作面積、2,233㎡。12番 秋國委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大。これは無償の譲渡でございます。

以上、いずれの案件につきましても、別添の農地法第3条調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

事務局からは以上でございます。

○職務代理 それでは、続いて、担当委員の調査報告を行います。

受付番号19号について、3番 津田委員。

○津田委員 はい、津田でございます。それでは、受付番号19号について説明をさせていただきます。

この場所は美土里町から●●のほうへ行く道の途中から●●集落へ入る道がありますが、●●集落の帰り、ちょうど境のところにある田んぼです。●●さんはお医者さんですが、広島のほうで医院を開業しておられまして、もう94歳ということで、今は施設のほうに入っておられるようです。もう息子さんをはじめ、田舎のほうには帰る予定が全くないということで、田んぼなり、あるいは山林なりを今、処分しておられるというような状況であります。

この土地は、●●さんが所属している●●がもう前々から耕作をしておられまして、立派に管理がされておる土地です。その●●さんが、それなら私が買いたしようということで、話し合いをされた結果、スムーズにまとめられたということでございます。

耕作を続けておられるわけですから、何ら問題はないというふうに、農業委員2人、それから推進委員2人、事務局2人で見てまいりましたけれども、問題はないということで結論を出しました。

以上です。

○職務代理 はい。続いて、受付番号20号、21号、22号について、9番 村上委員さん、お願いします。

○村上委員 はい、9番 村上でございます。20号、21号、22号について、4月10日月曜日の午後1時30分から、農業委員2名、最適化推進委員7名、事務局2名で現地確認をいたしました。その結果を報告いたします。

まず、受付番号20号ですが、申請地は吉田町●●の北側、●●の北側で、農道に面した水田で、譲受人の自宅から400mぐらい南、国道側に位置し、譲渡人は八千代町●●に居住されておられ、通所しての農業も困難なことから、今回の話なり譲受人も規模拡大しての経営を考えられ、話がまとまったとのことで、譲受人の自宅からも近く、よいことと判断をいたしました。

次に、受付番号21号ですが、申請地は、譲渡人の自宅から100mぐらい南にあり、譲渡人と譲受人は●●で、●●から●●に所有権を移転しようとするものであります。現在、3筆の田を1枚にして耕作されておられますが、今回、申請された水田2筆が小さく両端に位置しており、譲受人名義の田が中央にあり、1筆に合筆したく、申請されたとのことで、何ら問題はないというふうに判断をいたしました。

次に、受付番号22号ですが、申請地は●●より西へ300mくらいの東向きの斜面にある田であります。譲渡人は現在、勤務の関係で県外に居住をされておられ、また、2月に譲受人が譲り受けた農地の1画で、譲受人が一括管理されたほうが、効率もよく、管理しやすいかというふうに思われます。水田としては水が困難なので、果樹栽培でもされるそうです。今までは耕作されず、近隣の方が草刈りはされていたようですが、通常農業には少し困難だとは思いますが、果樹を栽培されるとのことですが、まとめて栽培管理されれば非常によいことだというふうに判断をいたしました。

なお、いずれの案件も詳細については3条調査書のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

○職務代理 はい。続いて、受付番号23号について、1番 沖田委員さん、お願いします。

○沖田委員 はい、1番 沖田です。4月14日に事務局2名、推進委員2名、それから農業委員2名で現地を確認いたしました。

現地は甲田町●●、戸島川沿いにあります。●●さんがかねてより管理されていた土地を、これが所有者が4名になっておりましたが、弟さん及び親族の名義の土地をこのたび●●さんに変えるということで、農業上、何も問題もなく、適正であるというふうに判断いたしました。

以上です。

○職務代理 はい。続いて、受付番号24号について、12番 秋國委員さん、お願いします。

○秋國委員 はい、12番 秋國です。受付番号24号について、御報告いたします。

先月、4月15日に事務局2名と推進委員3名、農業委員2名とで現地の確認をいたしました。譲受人は現在も広島市内に住んでおられ、当分通って耕作をするとのことで、定年後はふるさとに帰られ、経営規模を拡大したいとのことです。機械などは譲渡人から借りて耕作をするとのことでございます。他の農地への影響は全くなく、譲渡人がこの場で耕作をされておられましたので、やむを得ないと思います。

以上で報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございました。以上で、調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑がないようでございますので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。全員賛成。よって、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。

ここで、議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時49分 休憩

午後1時49分 再開

○村上会長 はい、休憩を閉じ会議を開きます。

日程第5 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について。

受付番号5 平成29年3月15日申請。申請人、安芸高田市八千代町●●、●●、農業。土地の表示、八千代町●●、畑、123㎡。転用の目的、墓地。施設の概要としましては、墓石等4基でございます。農振除外地で第2種農地。7番 富田委員さんの御担当で、この案件には始末書が添付されております。

受付番号6 平成29年3月30日申請。申請人、安芸高田市八千代町●●、●●、公務員。土地の表示、八千代町●●、畑、202㎡。転用目的、太陽光発電。施設の概要としましては、太陽光パネル108枚。これは隣接している宅地との併用で108枚ということでございます。農振除外地で、第2種農地。6番 上田委員さんの御担当で資金証明書が添付されております。

以上、農地区分及びその判断理由等の詳細につきましては、別添の農地転用許可申請に係る調査書のとおりでございます。

以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号5号について、7番 富田委員、お願いいたします。

○富田委員 7番 富田です。受付番号5号、4月10日、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地を確認、調査しました。

申請人は、八千代町上の●●さんで、市からの農地利用調査で畑1筆、123㎡が墓地になっていたことにより、今回の申請となりました。約25年前に山林にあった墓地を申請地に移転されました。別紙調査書20-5の●●で山林と農耕をされていない畑に挟まれて、周辺の営農条件に支障が生じるとは認められないので、やむを得ないと思います。法令により義務づけられている墓地・埋葬法に関する法律で、今協議中です。

始末書が添付されています。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして、受付番号6号について、6番 上

田委員、お願いいたします。

○上田委員 はい、6番 上田でございます。受付番号6号について報告いたします。

4月10日、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認を行いました。

場所は八千代町●●で、●●との境でございますが、太陽光発電で土地を有効活用したいということでございます。

図面ですが、20-6のほうに載せてございますんですが、この申請地と書いてある5-1が畑の南でございます。隣は河川のつけかえ工事が昨年の12月にできるようになりましたが、●●川という河川の、その下に曲がったところがあります。ここが●●川が氾濫しまして、右に7-4というところに真っすぐにつけかえ工事になったわけでございます。この土地がつけかえ工事に伴う道路の拡幅で10番周り、立ち退きになりました跡と一緒にして太陽光パネルを設置するということになっています。前の2のところが国道54号線沿いでありまして、その上の広場でございます。さっき言いましたけど、右手が水無川、左の手前は市道でございますので、四方を囲まれておりますし、周辺には家がございませんので、別に問題はないと考えます。

2月に申請しましたところが、●●と●●で、その上も太陽光発電をされています。

以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手。賛成であります。よって、議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

日程第6 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について。

受付番号29、平成29年3月28日申請、使用貸借権設定。譲受人、安芸高田市甲田町●●、●●、農業。譲渡人、安芸高田市甲田町●●、●●、無職。土地の表示、甲田町●●、畑、230㎡。転用目的、宅地。施設の概要は一般住宅、1棟、129.4㎡でございます。農振除外地で第2種農地、10番 光永委員さんの御担当で、資金証明書が添付されております。

受付番号30、平成29年3月31日申請、使用貸借権設定。譲受人、庄原市●●、●●、会社員。譲渡人、安芸高田市美土里町●●、●●、無職。土地の表示、美土里町●●、田、2

50㎡。転用目的、宅地。施設の概要は一般住宅1棟、52.99㎡。農振除外済で第2種農地、3番 津田委員さんの御担当で、この案件も資金証明書を添付されております。

以上、農地区分及びその判断理由等の詳細につきましては、別添の農地転用許可申請に係る調査書のとおりでございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号29号について、10番 光永委員、お願いいたします。

○光永委員 はい、10番 光永です。受付番号29号について報告します。

4月13日、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地を調査しました。

場所は54号線と●●線の信号から北へ200mぐらい上がったところです。●●という新しい●●が見つかった、その麓に●●さんは親子で住んでいらっしゃいます。現在は●●に住まわれていますが、その隣、東側に畑があり、そのあたりを今回、息子さんの新しい住宅にしたということでの申請です。

農振除外地でもあり、それから他の畑、あるいは農地に支障がないと思います。ほかに適当な場所がないということで、現在の宅地のすぐ東側に新しい宅地を建てるということなので、問題はないと思います。

以上です。詳しくは調査書を見てください。

○村上会長 はい、ありがとうございます。続きまして、受付番号30号について、3番 津田委員、お願いいたします。

○津田委員 はい、津田でございます。受付番号30号について説明をいたします。

この土地は、前々回の総会で農振除外のときに説明をしておりますけれども、●●さんの息子さん、●●さんが、家族で親元のところへ帰りたいという計画を立てておられます。しかし、適当な宅地がないために、今、申請をされております土地の一部を宅地にして家を建てたいというような申請でございます。

この土地は、●●から●●のほうに向かっておりますと、●●という大きなお寺がありますが、その寺のすぐ前でございます。寺の参道がありますが、その右手に、今は管理されておりますけれども、耕作されていない土地がありまして、その一部を宅地にするというようなわけでございます。

水路等も確保されており、他の農地に影響するというようなことは全くないということでございますし、推進委員さんの調査報告書を見ますと、周囲の方々の了解も得ておられまして、全く問題ないというふうに思っております。

なお、事務局2名、委員2名、それから推進委員2名で現地は確認をいたしております。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意

見に入ります。質疑及び意見はありませんか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手。賛成であります。よって、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

次に日程第7 議案第22号 非農地証明申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。議案第22号 非農地証明申請について。

受付番号13、平成29年3月8日申請。申請人、安芸高田市吉田町●●、●●。土地の表示、吉田町●●、田、現況山林、83㎡。同じく●●、田、現況山林、56㎡。●●、田、現況山林、401㎡。●●、田、現況山林、75㎡。●●、田、現況山林、394㎡。合計1,009㎡。かい廃年月日は昭和62年ごろということで、農振農用地区域内でございます。水重委員さんの御担当でございます。

受付番号14、平成29年3月22日申請。申請人、安芸高田市甲田町●●、●●。土地の表示、甲田町●●、田、現況原野、730㎡。同じく●●、田、現況原野、136㎡。同じく●●、田、現況原野、921㎡。同じく●●、田、現況原野、99㎡。同じく●●、田、現況原野、1,404㎡。同じく●●、田、現況原野、142㎡。同じく●●、田、現況原野、231㎡。合計3,663㎡。かい廃年月日は不詳でございます。農振農用地区域内、沖田委員さんの御担当でございます。

この案件は安芸高田市農業委員会非農地証明事務取扱要領第5に該当するため、証明基準を満たすものと考えております。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号13号について、11番 水重委員、お願いいたします。

○水重委員 11番の水重です。受付番号13号について調査報告をいたします。

4月10日、農業委員2名、推進委員1名、事務局2名で現地調査をしました。

申請地は、●●と市道を挟んで西の山側に位置しております。山林に面した現況山林化したものです。30年ほど前より耕作されておらず、復元するには困難な状況にあります。よって、今回の申請はやむを得ないことを確認いたしましたので、報告をいたします。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして、受付番号14号について、1番

沖田委員、お願いいたします。

○沖田委員 1番 沖田です。受付番号14号について説明いたします。

4月13日に事務局2名、推進委員2名、農業委員2名で現地を確認しました。場所は甲田町●●から●●へ入っていくところを途中、右に入って、●●のほうへ向かっていくところなんですが、当地区は圃場整備が既に済んでおります。このたびこの農地は圃場整備に参加されてなくて、圃場整備区域よりもまだ山寄せの高いところにあるところであります。昭和45年ごろから荒れているということで、現況、カヤとか雑木などがあって、農地への復旧は難しいということで、申請どおりやむを得ないというふうに判断いたしました。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。信川委員。

○信川委員 14番についてちょっと聞いてみたいんですが、これも定かじゃないんやけど、人から人へ聞いた話だから、はっきりした話じゃないんだが、今の●●のほうやね、場所はわしもよう知らないので、定かでないんだけど、あっこへ向いて●●ができるという話があって、それに関連したところの土地じゃないかなと、ちょっと聞いてみたいんじやが。

○村上会長 沖田委員、答えれますか。

○沖田委員 いや、その埋め立ての話は、まだ全く聞いておりません。

○信川委員 それいうんが、ちょっとその地域の関係者のほうから、あっこの山のほうへ向けて、地元説明会は開いてあるんじゃないという話だったんや。それで、これはということになったら、どこにでも河川へ流れる問題だから、流域の農家やら漁協の問題が絡んでくるから、そりゃ、隠密にそういうことが来ることはないじゃろういうて言うたんだが、実際問題として、地元へ説明会があるし、場所は私も特定できんから。

○沖田委員 場所は、●●へ向いて入っていきよったら、途中を右にとって入って、●●いうところへ出るんです。

○信川委員 ●●でね。

○沖田委員 そうです。●●があるが、あっこを右にとって入って、入っていきよったら、今度右上になるんです。それで、当地区は推進委員の●●さんの地域でありまして、その話は全く私ども聞いておらんのです。

○信川委員 それは私らも農業委員しとるさかい、関係ない話じゃない。ということで、ちょっと質問してただけの話です。

○村上会長 この件はちょっと違うから、また後日、そういう情報が入れば、御連絡いただきたいと思えます。

それで、今回は非農地にするかどうかということなので、一つそこら辺での御審議。それで、沖田委員さんのことについては、最適化推進委員さんのほうから、上がったれば、また説

明していただきたいというふうに思います。

○信川委員 わかりました。

○村上会長 田槇委員。

○田槇委員 ちょっと事務局に確認というかお願いという感覚の話なんですけど、今の書面、図面がないんですよね、非農地証明に対しても、図面をつけてもらうことはできんかいね。

○事務局 できんことはないですけども、できます。しよう思えばできます。ただし、非農地だけに、特に山林の中にある田だったら、公図いうても昔の談合図になったりしますんで、現況とは全く違うものが出てくると思います。

○田槇委員 それでも、明らかにこれ山林であって問題ないよと。図面を見ながら、ここはこういう位置だからと分かると思うんだけど。

○事務局 田槇委員さんの件は了解しました。

○村上会長 結論出してください。

○事務局 今、4条、5条については、地籍図と配置図というか。どういうふうになりますよいう図面をのせさせてもらうんですけど、非農地でここで位置図、今いわれたどこだという部分ですね。位置図と公図ぐらいを。

○村上会長 田槇委員さんのほうええですか。事務局のほうは。

○事務局 位置図と公図を出させてもらいます。

○田槇委員 無理なお願いかもしれないですけど。

○村上会長 位置図的なものは、大丈夫ですかいね。それでは位置図的なものでも手続してもらおうということで、よろしいですか。

○事務局 済みません。

○村上会長 ほかにありませんか。

何でも、あれば出してください。よろしいですか。

ほかにないようですので、質疑を終了して、採決に入ります。

申請どおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、議案第22号 非農地証明については、受理することに決しました。

続いて、日程第8 議案第23号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局です。議案第23号 農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき、平成29年4月11日付で安芸高田市長より別添のとおり照会がありましたので、意見を求めます。でございます、1枚めくっていただきまして、右側、農地利用集積計画結果、こちらの集計

表の読み上げによって、事務局からの説明にかえさせていただきたいと思ひます。

設定期間1年の部、再設定、田が1件、2筆、1,839㎡。新規設定、田が2件、6筆、5,033㎡。3年の部、再設定、田が1件、4筆、5,390㎡。新規設定、田が9件、31筆、16,923.96㎡、畑が1件、2筆、394㎡。4年の部、再設定、田が3件、6筆、5,097㎡。新規設定、田が1件、2筆、2,760㎡。5年の部、再設定、田が1件、2筆、5,834㎡。新規設定、田が12件、20筆、32,548㎡。6年の部、新規設定、田が1件、1筆、686㎡。7年の部、新規設定、田が1件、1筆、3,771㎡。8年の部、新規設定、田が1件、1筆、1,299㎡。10年の部、新規設定、田が2件、2筆、4,004㎡。農地中間管理事業の11年の部、新規設定、田が4件、10筆、13,493㎡。再設定、新規設定を合わせた合計が田が39件、88筆、98,677.96㎡、畑が1件、2筆、394㎡、総計40件、90筆、99,071.96㎡の農用地利用集積計画について、御審議いただくところでございます。

なお、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておるものと考えているところでございます。

事務局からは、以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、事務局の要点説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。

質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。

全員挙手、賛成であります。

よって、議案第23号 農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

次に、日程第9号 議案第24号 農用地利用配分計画原案の諮問についてを議題といたします。

初めに、事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局です。議案第24号 農用地利用配分計画原案の諮問について、農用地利用配分計画原案の諮問について、農地中間管理事業の推進に関する法律の第19条第3項の規定に基づき、平成29年4月11日付で安芸高田市長より別添のとおり照会がありましたので、意見を求めます。とございまして、1枚めくっていただきまして、右側、農用地利用配

分計画原案、こちらの集計表の読み上げにより事務局からの説明にかえさせていただきます。

農地中間管理事業の11年の部、新規設定、田が4件、10筆、13,493㎡、以上合計が田が4件、10筆、13,493㎡で、総計も同じく4件、10筆、13,493㎡の配分計画原案について、御審議いただきたいというところでございます。

なお、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えているところでございます。

事務局からは、以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、事務局よりの説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。

質疑及び意見はありませんか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第24号 農用地利用配分計画について、原案のとおり設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。

全員挙手、賛成であります。

よって、議案第24号 農用地利用配分計画原案の諮問については、原案のとおり設定することに異議のない旨を市長に回答することに決しました。

これをもって、平成29年第4回安芸高田市農業委員会総会を閉会します。

慎重な審議、大変ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時55分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

4 番委員

5 番委員